

2021年7月19日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 鈴木尉久様

株式会社 毎日新聞社
執行役員社長室長 末次省三



回 答 書

貴法人から2021年6月22日付でいただいた申入書に以下の通り回答します。

記

1. 「申入れの趣旨1」について

「毎日新聞購読契約書」に記載されている「購読料の改定が行われた場合は、新購読料といたします」との条項（以下、「本条項」といいます）について、貴法人は、消費者契約法第10条に該当し無効であるとして削除を求めています。しかし、当社といたしましては、本条項は法令に違反するものではなく、削除の必要性はないと思料します。

毎日新聞の購読にあたっては、購読者に対し、本条項を含む契約書の内容を説明し、ご理解いただいたうえで契約していただいているところです。

今般の購読料改定は、消費税分を除くと1993年12月以来、27年7カ月ぶりとなります。この間、新聞の製作、輸送、配達にかかるコストが増大する中、当社は経費削減や業務効率化などの経営努力により、本体価格を据え置いてまいりました。しかし、戸別販売網を維持し、購読者に新聞を確実に届けるため、やむを得ず改定に至ったものです。また、月額263円という改定幅は、必要かつ合理的な範囲にとどまると考えます。

以上の事情を総合すれば、本条項は民法1条2項に規定する信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとはいえ、消費者契約法第10条には該当しないものであり、有効と考えます。

2. 「申入れの趣旨2（1）（2）」について

当社は6月16日付朝刊1面に「読者のみなさまへ 購読料改定のお願い」との社告を掲載し、同4面で詳細な改定理由を説明しました。併せて紙面だけでなくコーポレートサイトにも同趣旨の文書を掲載しています。さらに販売店からは、リーフレットやチラシを数回に

わたって各購読者に配布し、購読料の改定について丁寧に説明するとともに、ご理解とご同意をいただけるよう努めているところです。

「毎日新聞購読契約書」には、購読料に関して「ご不明な点がございましたら、当販売所にお問い合わせください」と記載しており、購読者からの問い合わせに対しては、当社および販売店が真摯に対応しております。

なお、販売店は当社とは独立した事業者ではありますが、今回の購読料改定を理由とした解約の要望を不当に制約することがないよう当社から販売店に申し入れております。

以上